

設問：次の課題文を読んで、以下の問いに答えてください。

平成2年(1990年)の「出入国管理及び難民認定法」(以下「入管法」という。)の改正、翌3年の施行以来、日本に暮らす在留外国人の状況は大きく変化し、その数は急速に増え約256万人となっています。また、在留外国人の国籍についても近年変化がみられ、ベトナム、ネパール及びインドネシアの増加が顕著となっています。さらに、平成31年4月には、改正入管法が施行されます。将来的にますます外国人児童生徒が増加することに備え、受入れ体制の整備や共生社会の実現に向けた取組が重要となります。

平成29(2017)年末では、在留外国人数は約256万1千人、日本国在住者の約2%、195の国籍・地域に達します。国籍別にみると、中国(約73万890人)、韓国(約45万663人)、ベトナム(約26万2,405人)、フィリピン(約26万553人)、ブラジル(約19万1,362人)、ネパール(約8万人)などとなっています(出典：法務省)。

日本の学校に学ぶ外国人児童生徒等が急速に増加したのも、主にこうした変化と軌を一にしており、両親の就業や留学、その他の理由により来日、あるいは帰国したことによります。こうした児童生徒にとっては、日本の学校の教授用語としての日本語は初めて学ぶものであり、学習は言うに及ばず、学校生活そのものも困難を伴うものです。このように、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒及び日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒(以下単に「日本語指導が必要な児童生徒」という。)は、海外と日本社会の経済状況に影響を受け増え続け、現在では、国籍はもとより、母語、母文化、宗教、生活習慣など、多様な背景を伴った児童生徒が日本の学校に在籍しています。

ここで留意しておきたいことは、日本語指導が必要な児童生徒のすべてが外国籍ではないということです。帰国児童生徒や国際結婚家庭の子供の中にも、学校での学習のためには日本語指導が必要な児童生徒もいます。一方、外国籍ではあっても、日本での生活が長く、日本語指導を必要としない児童生徒も日本の学校に在籍しています。したがって、様々な背景を持つ児童生徒への実際の支援は、その一人一人の背景により異なることとなります。

外国籍の保護者には、その子供に日本の教育を受けさせる義務はありませんので、日本に在住する外国籍の子供すべてが日本の学校に在籍するわけではありません。在日外国人学校やインターナショナル・スクールでの学習、IT技術や通信教育などの多様な形態での学習など、その保護者と子供たちには教育に関して様々な選択が可能です。ただ、こうした子供たちの多くが、社会・経済的な条件などを考慮した上で、日本の学校で学んでいるのも現実です。日本の学校は、このように多様な背景を持つ子供たちが学

ぶ場になっており、これまでとは異なった学校の在り方が模索されています。その結果、多様な背景を持つ子供たちが日本の学校で学ぶ際の条件を整備することが求められています。その第一歩として、こうした子供たちの現状をしっかりと把握することが重要です。

出典：文部科学省総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課「第1章 外国人児童生徒等の多様性への対応 1 日本語指導が必要な児童生徒とは」『外国人児童生徒受入れの手引き 改訂版』2019.

問い：外国人児童生徒等の多様な背景を持つ子供たちが日本の学校で学ぶことの意義について、本学で学ぶ言語・文化、メディア・コミュニケーションや国際政治経済に関する3つの専門分野の中から1つ選び、あなたの考えを述べてください。(800字程度)